

【答申の概要】 諮問第217号 特定日の県との協議記録及び保健日誌に関する聞き取り記録等に係る実施機関の規程等の非開示決定に対する審査請求

件名	特定日の県との協議記録及び保健日誌に関する聞き取り記録等に係る実施機関の規程等の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<p>1 平成29年12月15日の議事録</p> <p>2 県立◇◇特別支援学校F校長からGさんへの保健日誌の内容について上司（H部主事）の指示があったかどうかの聞き取り記録、県立△△特別支援学校I校長のHさんへの保健日誌の5箇所的事实と異なる記載に関する聞き取り記録、県立〇〇特別支援学校J校長への前述に関する聞き取り記録</p> <p>3 県教育委員会特別支援教育課A課長より①卒業生に対する不祥事に関する聞き取りはできない②県教委は学校に対し、不祥事について直接は調べられないルール③校長（課長含む）は直接調査せず、部下（校長、教頭、課長代理）に報告させるルールと聞いたが、①～③までの県教育委員会内の規程・通達等の文書</p>
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、条例第11条第2項（文書不存在）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	平成30年7月20日
主な論点	特定個人に係る情報を求める開示請求を非開示（文書不存在）とした決定の妥当正 審査請求人が、静岡県教育委員会から聞いたと主張する静岡県教育委員会内のルールに係る文書の開示請求を非開示（文書不存在）とした決定の妥当正

審査会の結論

静岡県教育委員会の決定は、本件対象公文書1及び2を保有していないとして非開示としたことは結論において妥当であり、また、本件対象公文書3を保有していないとして非開示としたことは妥当である。

審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象公文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象公文書を作成しておらず、保有していないとして非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書の開示を求め、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 文書1及び文書2に係る処分の妥当性について

⑦ 本件開示請求書を確認すると、別記1に掲げるとおり、文書1及び文書2に係る本件開示請求は、審査請求人が虚偽記載があると主張してきた保健日誌について、特定個人である審査請求人と実施機関が行った話し合いの記録及び保健日誌の虚偽記載に関する実施機関内部での聞き取り記録を求めるものである。

そのため、文書1及び文書2の存否を答えることは、特定個人である審査請求人と実施機関が話し合いを行った事実の有無及び審査請求人が保健日誌の記載事項について虚偽があると主張してきた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書ア）に該当するとは認められず、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、文書1及び文書2が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるため、本来、条例第10条の規定により本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(4) 文書1及び文書2については、前記(7)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、実施機関は、本件処分において、文書1及び文書2の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第10条の規定を適用する意味はなく、文書1及び文書2を保有していないとして非開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

イ 文書3に係る処分の妥当性について

(7) 別記1の2のとおり、文書3に係る本件開示請求は、審査請求人が、かつてA特別支援教育課長から聞いた学校の不祥事に対する学校側の対応方法について、その根拠となる教育委員会の規程又は通達等を求めるものである。

審査請求人は、別記1の2①から③の内容をA特別支援教育課長から実施機関内部のルールであると聞き、その根拠となる規程又は通達が存在するはずであると主張している。

それに対して、実施機関は、弁明書において審査請求人が主張するようなルールは存在しないと主張している。

審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人が主張するA特別支援教育課長の発言は具体的事案の個別の取扱いについて言及したものにすぎないと回答している。加えて、実施機関は、然るべき状況で、かつ、具体的な証拠があれば、卒業後に関係者に事情を確認すること、学校に対して教育委員会が直接調査を行うことや校長自らが事案の調査を行うことも可能である旨の回答をしている。

以上のことから、審査請求人が主張するルールは存在しないと認められるため、文書3を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(4) よって文書3につき、これを保有していないとして非開示としたことは妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

別記1 開示請求の内容

平成29年12月15日保健日誌について、C課長代理及びB指導監と9時半頃話し合いをもった。議事録について、DさんとEさんに作成を依頼した。内容については、私の主張は認められなかった。

1 (1) 平成29年12月15日の議事録

(2) 県立◇◇特別支援学校F校長からGさんへの保健日誌の内容について上司(H部主事)の指示があったかどうかの聞き取り記録、県立△△特別支援学校I校長のHさんへの保健日誌の5箇所的事实と異なる記載に関する聞き取り記録、県立〇〇特別支援学校J校長への前述に関する聞き取り記録

2 県教育委員会特別支援教育課A課長より①卒業生に対する不祥事に関する聞き取りはできない②県教委は学校に対し、不祥事について直接は調べられないルール③校長(課長含む)は直接調査せず、部下(校長、教頭、課長代理)に報告させるというルールと聞いたが、①～③までの県教育委員会内の規程・通達等の文書

別記2 (略)

別記3 (略)